

岐阜市福高第507号
岐阜市福介第714号
岐阜市福障第503号
令和5年9月19日

高齢者・障がい者施設 管理者 様
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜市長 柴橋正直
(公印省略)

【5類移行後における当分の間／(10月)抗原定性検査の実施】

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の
職員等に対する抗原定性検査の実施について(依頼)

平素より、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症分類が、季節性インフルエンザと同じく「5類」へと位置づけられて約4カ月が経過したものの、**その間も全国的に感染拡大の傾向が続いています。**

新型コロナは感染力が非常に強く、現在も条件が揃えば集団内で一気に感染が広がる状況は変わっておらず、高齢者や基礎疾患のある方などにとって、今なお危険な感染症となっています。また、**その他の方々にとっても後遺症などの影響は侮れないものがあり、引き続き各施設・事業所内で感染予防対策が求められる状況**となっています。

とりわけ、今後におきましても、お一人お一人の基本的な感染防止策の徹底が何よりも大切ですが、社会経済活動とのバランスを図ることも必要です。そこで、ウィズコロナへの対応として、**高齢者施設等の職員が施設・事業所内に感染を持ち込むことを予防するため、5類移行後も9月中旬まで、本市において簡易かつ短時間で検査結果が判明する抗原定性検査を実施しておりました。その後、約1か月間中断することとはなりましたが、当分の間(終了時期は未定)について、同検査を再開実施することといたしました。**

同検査を希望される施設・事業所におかれましては、**事前申し込みを行っていただくこと(申し込み締め切り：9月25日(月)17時)、必要な抗原定性検査キットを委託業者から10月13日までにお届けいたします。今回の検査は10月14日(土)から11月17日(金)の5週間、各施設・事業所で週に2回の検査を行っていただくこととしており、今回の取り組みでお渡しする抗原定性検査キットは、職員1人当たり10回分(週2回×5週)及び利用者使用見込み(新規入所者等)として1人当たり1回分の合計を配付いたします。**

高齢者施設等におかれまして、新型コロナウイルスは安心できる状況ではございません。多くの施設・事業所の皆様からの積極的な申し込みをお願いいたします。

あわせて、事業内容や申し込み要件等にご留意いただき、**施設及び事業所内のさらなる感染対策及びサービス利用者や職員への安全対策の一つとして、ぜひご活用ください。**

1 検査対象施設・事業所、検査の申し込み方法等について

令和5年10月14日～11月17日に、施設・事業所の職員等に対する抗原定性検査を実施します。

ただし、岐阜市（担当課）に対し、9月25日（月）の17時までに「令和5年10月 職員等に対する抗原定性検査実施申込書」を提出している施設・事業所が対象となりますので、まずは申し込みをお願いいたします。

そのほか、**詳細は別紙1**のとおりです。

[申込様式] 「令和5年10月 職員等に対する抗原定性検査実施申込書」 別紙様式

＜申込先＞・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防支援事業所

福祉部 高齢福祉課（担当：神山、八木）

E-mail : kourei@city.gifu.gifu.jp

FAX : 058-264-5090

・その他高齢者施設及び介護保険サービス事業所

福祉部 介護保険課（担当：渡邊、垣内）

E-mail : kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp

FAX : 058-267-6015

・障がい者施設及び障害福祉サービス事業所

福祉部 障がい福祉課（担当：井上、西尾）

E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

FAX : 058-265-7613

☆次回以降の申し込みに備えるためにも、**極力メールで申し込みいただくよう**、お願いいたします。

[申込期限] 令和5年9月25日（月）17時

※**確実に10月14日から検査を実施するための期限**となりますので、**期限厳守**でお願いいたします。

2 その他留意事項

① 検査の申し込みから検査結果報告まで

昨年度まで実施したPCR検査とは異なり、各施設・事業所が検査結果を報告いただく取り扱いとなります。

別紙2「各施設等における抗原定性検査の申し込みから検査結果報告までの流れ」で申し込み以降の流れ等を把握されるとともに、**別紙1**「令和5年10月 高齢者施設の職員等に対する抗原定性検査の申し込み方法等について」で、検査に際しての留意事項を十分認識されて受検されるよう、お願いいたします。

②検査時の注意事項

検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取できない方への検査は、他者への検体採取となり、医療行為となるため、医療従事者（医師、医師から指示を受けた看護師等）によって、行っていただく必要があります。

③ホームページの開設

本事業の関連情報は、以下のホームページに順次掲載します。ご参照ください

◎【令和5年10月】岐阜市内の高齢者・障がい者施設等の職員に対する抗原定性検査の実施について

・URL：<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1022493/.html>

・岐阜市トップページ>健康・福祉>介護保険>介護サービス事業者の方へ

>【令和5年10月】岐阜市内の高齢者・障がい者施設等の職員に対する抗原定性検査の実施について

④インターネット環境の設定

各施設・事業所において、検査結果について委託業者のホームページ上に報告いただくため、インターネット環境の設定が必要となります。ご不明な点は、各課担当者まで、お問い合わせください。

⑤検査の申し込み等に関する問い合わせ先

この検査に関するお問い合わせは、以下の各課担当者に、お寄せいただくよう、お願いいたします。岐阜市保健所（感染症対策課）あての直接のお問い合わせは、ご遠慮ください。

⑥検査実施マニュアルの確認

別添「岐阜市高齢者施設・障がい者施設等 抗原検査キットによる定期検査実施マニュアル」について、③のホームページ内に掲載いたしますので、ご確認及びご理解いただき、確実な対応をお願いいたします。

高齢福祉課	担当：神山、八木	TEL：058-214-2172
介護保険課	担当：渡邊、垣内	TEL：058-214-2093
障がい福祉課	担当：井上、西尾	TEL：058-214-2136